

涅槃經の護法思想

古田和弘

『涅槃經』は、強烈な護法精神を標榜する經典として著名である。仏法を護持しようとする思想が、この經の隨所に旺盛に表現されているのである。とりわけ有名なのが、「金剛身品」に説かれる本生物語である。

遠い過去世に、歡喜増益如來という仏がおられて、衆生を教化し終って、いまの釈迦牟尼如來がやがてそうされるであろうように、拘尸那城の娑羅双樹の間で涅槃に入られた。そののち、覺徳という名の一人の持戒の比丘があつたが、この比丘が破戒の比丘たちに対して戒をたもつべきことを説いたところ、破戒の比丘たちは恶心を生じ、刀杖を執つて迫害を加えた。このとき、有徳という名の國王がそ

れを聞き知つて、護法のために、破戒の惡比丘たちと戦闘し、持戒の比丘を危害から救つた。しかし國王は満身に瘡痍を受けて落命する。王はのちに阿閦仏の淨土に生まれて、その仏の第一の弟子となつた。また、持戒の覺徳比丘も寿命の尽きたのち、阿閦仏國に生まれて、その仏の第二の弟子となつた。第一の弟子となつた護法の國王こそはほかならぬ過去世における釈尊であり、第二の弟子となつた持戒の比丘は迦葉仏であった。(T. 12:383c-384a)

これがこの物語の概要であるが、ここには一つのことが説かれている。その第一は、仏法を守護するということは尋常なことではなく、正法は常に破壊の危機にさらされるのであるからこれを護ることは至難であつて、それは身命を賭してなされるべきものであるということ。第一は、戒

をたもつべきことをすすめた持戒の比丘を第二の弟子とし、持戒の比丘を救うことによつて仏法を護持した国王を第一の弟子とするという表現により、持戒よりも護法を優位に置いていることである。仏教の戒律の伝統からすれば、如何なる場合にも、刀杖を執つて戦うなどということは許される筈のない破戒の行為であるが、經には、

護法の果報は広大無量なり。善男子、是の故に護法の優婆塞等、應に刀杖を執りて是の如きの持法の比丘を擁護すべし。もし五戒を受持すること有る者も、名づけ大乗の人と為すことを得じ。五戒を受けざるも為

に正法を護れば、乃ち大乗と名づく。正法を護る者は、まさに刀劍器仗を執持して、說法者に侍すべし。

(384a)

と説き、また

護法の為の故に、刀仗を持すると雖も、我説きて是等

を名づけて持戒と為す。(384b)

と説くのによれば、それは單に護法の重要性を力説するばかりではなく、通常は、破戒として指弾すべき行為が護法のために敢えてなされたとしても、むしろそれをこそ持戒と見るべきであるという。持戒と破戒は、何によつて決するかといえば、それは戒の条項に従うか否かによるのである

が、(2) その場合は、持戒の比丘を教うことによって、仏法を護持した國王を第一の弟子とするといふ表現により、持戒よりも護法を優位に置いていることである。仏教の戒律の伝統からすれば、如何なる場合にも、刀杖を執つて戦うなどということは許さ

れることである。『涅槃經』には同様の趣旨が反覆力説されるが、「如來性品」(四の三) に、

乘に於いて緩なる者は、乃ち名づけて緩と為すも、戒に於いて緩なる者は、名づけて緩と為さず。菩薩摩訶薩、此の大乗に於いて心懈慢ならざる、是を奉戒と名づく。正法を護らんが為に、大乗の水を以て自ら澡浴す。是の故に菩薩、破戒を現すと雖も、名づけて緩と為さず。(400c)

と説かれることも有名である。乘(法)と戒とに対する姿勢の緩急を問題とし、戒に對してよりも、大乗の法に對して緩慢懈怠のことの方が、不適切であるとするのである。そして更に、破戒と持戒とを如何に識別するかについては、

大涅槃微妙の經典に因れば、則ち知るべきこと易し。

(401a)

と説いて、破戒と持戒とを識る基準は、この『大般涅槃經』の所説の中にあるという。こうして、『涅槃經』の「金剛身品」と「如來性品」とから二、三の例を選んで掲げたに過ぎないが、これらによつても、『涅槃經』の護法精神の熾烈さは、ほぼうかがい知られるであろう。

『涅槃經』は、上述の通り、護法の重要な力を説くけれども、果たして、護法精神を強調することがこの経の主旨なのであろうか。『涅槃經』は護教の經典なのであろうか。そうではないであろう。『涅槃經』は、「如來常住無有變易」という説と「一切衆生悉有仏性」という説とを根本の教説としていることはすでに周知の通りである。

『涅槃經』は、その經題に示すように、涅槃について説いたものであるが、阿含部に収める『涅槃經』『遊行經』などのように、仏陀の入滅の情景そのものを描こうとしたものではない。仏陀の入涅槃を機縁として、涅槃の眞の意義を究明し、いままさに入涅槃せられんとする釈尊の本性、つまり仏陀の仏陀たる根拠を求めて、これを法身・般若・解脱の三徳を具有する大般涅槃という境界に見出すのである。それは、無常・苦・無我・不淨という現象世界から脱却し、しかも現象世界の根拠となる常・樂・我・淨の世界である。

これを「寿命品」について見れば、まず仏身論から展開がなされる。釈尊の入滅の時が近いと宣言せられた二月十五日、娑羅樹林に大群集が来至し、入涅槃を思いとどまら

れるよう哀願するとともに、最後の供養を捧げようとしたのであった。世尊は来集した者すべてが願い出た供養を受けられたかったので、群衆は願いを果せぬ悲しみに沈んで世尊の周囲に侍していた。このとき、会中に純陀と名づけられた優婆塞がいて、供養を哀受せられるよう懇願したところ、その施食は受けられることになった。ところが、いま仏陀の涅槃に際して純陀が捧げる施食と、かつて釈尊が成道せられた直前に供養を捧げた牧牛人の二人の子女の施食とが、果報は同等であると説かれる。二種の施食の果報が無差であるということは、未だ仏陀とはなっていない菩提樹下の煩惱身・無常身と、煩惱を尽し、すべての仏事をなし終えた涅槃に臨まる婆羅樹間の世尊の無煩惱身・常身・金剛身とが同質であることを意味する。この二種の身を同質であると見るか否かは、仏性、つまり仏陀の本性を見るか見ないかにかかるいて、仏陀の本性ということからすれば、それは普遍なるものであって、成道の以前と以後、また入滅の以前と以後という時間的前後にかかわりをもたないのでは、それは常住であり、不变であり、無為といわなければならぬという。成道を現じ、また入滅を示すのは、大般涅槃の顯現であり、法身の方便示現であると説く。こうして説き明かされたのが「如來は常住にして變易有ること無

し」という主題であった。

次に「如来性品」においては、仏陀の本性について更めて説き起こし、如來の本性をさらに進んで究明しようとしている。如來性とは、如來の如來たる所以をいい、それは仮性とも称されるが、先の「寿命品」に説かれた「如來常住」ということ、すなわち、仏陀が常住にして不變であるということが、仏陀の本質において見出されることである。とすれば、仏陀の本質は仮尊に限られたものではなく普遍であつて、それは一切の衆生の本質においてもまた見出されるべきである。如來の寿命についてこれを如來の本性において見届けて常住と説いてきたが、如來の性が仮尊の成道のときに初めて生じたのではなく、成道ということは自ら本具せられた如來の性、仮性の顯現にはかならない。常住不變であつて、顯現すべき仮性であるならば、それは一切の衆生にも具有するのであって、仮性を開発させることが仏陀の教化の目的といわなくてはならぬ。そのように、仏の本性が衆生に開顯するということを「一切の衆生に悉く仮性有り」として示されたのである。⁽³⁾

このように、『涅槃經』の基本となる前五品のうち、「寿命品」を中心とする前の三品は「如來常住」ということを主題とし、後の二品の中心となる「如來性品」は、「如來

常住」ということからさらに進んで「悉有仮性」ということが主題とされているのである。「如來常住」「悉有仮性」の説を中心に据えながら、「護法」とか「持戒」とかが説かれていることになるが、そうすると、とくにいまの護法思想の場合、それは『涅槃經』においては、派生の説なのであろうか。また傍流に属する説なのであろうか。「正法を護持する」という説は、『涅槃經』においてどのような位置に置かれるのであろうか。

そもそも、護持正法ということは、仏教一般に通じて要請されていることであつて、他の多くの大乗經典について見ても、正法を護持し、宣揚しようとする精神に立脚しないものはないであろう。正法を護持し、宣揚するということとは、仮尊の悲願を仰いで、その真精神を顕揚せんとする自覚とそれによつて蓄積され伝承されてきた信念の要求である。『涅槃經』の護法思想は、如何なる場合にあつても要請される姿勢を更めて主張しているかの印象がなくもないが、果たしてそなのであろうか。

三

如來の身については、「寿命品」に多く解説がなされてゐる。

無煩惱身・金剛之身・法身・常身・無邊之身 (372a) と説き、また

もし正見の者ならば、応に如来は定んでこれ無為なり

と説くべし。 (374a)

如来はこれ常住の法、不變異の法、無為の法……。

(374b)

我、定んで知りぬ、如来の身は即ちこれ法身にして、

食身と為すに非ざるを。 (374c)

などと説いて、「如來常住」の説が力説されるのである。

「金剛身品」には、

如來身はこれ常住身・不可壞身・金剛之身・非雜食身、

即ちこれ法身なり。 (382c)

というが、その身は如何にして成就するのかといえば、

能く正法を護持する因縁を以ての故に、是の金剛身を
成就することを得たり。 (383b)

と説く。そしてその上で、前述の有徳國王の物語が説かれ
ているのである。「護持正法」ということは「如來常住」
ということと密接な関連をもつてるのである。しかも、
護法と言うは、正見を具して能く広く大乗經典を宣説
するを謂う。 (384b)

(古田)

であろうが、これによれば、『涅槃經』の所説を正しく見
て、これを広く説くことが護法であるという。そして、
「金剛身品」においては、護持すべき正法とは、『涅槃經』
の根本教説、前掲の如き「壽命品」の「如來常住」の説に
ほかならない。従って、ここにいう正法を護持するという
ことは、『涅槃經』の派生的な傍流の説ではなく、また他
の諸大乘經典に通途の説でもなく、まさしく「如來常住」
ということを領受し、広く宣説することを意味するのであ
る。この經説を護持せんとして、たとい武器を執つて戦つ
たとしても、それは破戒でないことは勿論のこと、それを
こそ持戒というのだ、ということになるのである。
「如來性品」には、有名な「法の四依」が説かれている。
法に依りて人に依らざれ、義に依りて語に依らざれ、
智に依りて識に依らざれ、了義經に依りて不了義經に
依らざれ。 (401b)

というのがそれである。經によれば、「依法」とは、常住
不變の如來、すなわち法性に依るということであり、「不
依人」とは、有為であり無常である聲聞に依らざれとい
うことである。「依義」とは、如來は常住にして不變である
とする満足の義に依ることであり、「不依語」とは、文辭
を飾る諸論に依らざれということである。「依智」とは、

如來はすなわち法身と知る真智に依止することであり、「不依識」とは、如來の方便身を見て、これを陰界入の所攝と見る識に依るべからずというのである。「依了義經」とは、如來を常住不變と説く無上の大乗に依ることであり、「依不了義經」とは、如來は無常にして変易すると説く声聞乘に依止すべからずということである。こうしてさらに四依について詳説がなされるが、最後に、

法とは即ちこれ法性なり、義とは即ちこれ如來常住不變なり、智とは一切衆生に悉く仏性有るを了知するなり、了義とは一切の大乗經典に了達するなり。(402c)

と、言い換えて整理されている。また、魔の所説と仏の所説との対比が詳しくなされるが、如來は苦行してそのためには仏道を成せられたとするのは、魔の所説であり、如來はじめて過去からすでに仏道を成じてゐるのであって、今生に方便であるとする、それが仏の所説であるといふ。(403a)。また、一闡提を除いて一切の衆生にみな仏性があり、煩惱を断じてその仏性によつて成仏すると説くのは仏の秘藏甚深の經典であるが、これによつて自らの身に仏性のあることを知り、必ず成仏すると説くのは、波羅夷罪を犯したことににはならず、これこそ仏の所説であつて、もしこれに隨

順しなければ、それは魔の眷属であるという(404c)。これら法の四依にしても、仏説魔説の差にしても、いずれも、「如來常住」「悉有仏性」ということが依止すべき正法であり、仏説であると/orのであつて、正法を護持するということは、「如來常住」「悉有仏性」の説を守護するということであるとするのである。

『涅槃經』には、一闡提と名づけるべきものの存在を説く。音写語である一闡提は、断善根とか信不具足などと漢訳され、如何にしても成仏することのない者をいうのである。いわば仏性とはかかわりをもたない存在である。「如來性品」には、上述のように、「一切の衆生に悉く仏性有り」ということを説いて、万人が仏の本性を具有しており、そのために何人も成仏が可能であると力説するのであるが、その唯一の例外は一闡提であるといふ。例えは、

一切の衆生にみな仏性有り。是の性を以ての故に無量億の諸の煩惱結を断じて、即ち阿耨多羅三藐三菩提を成することを得ん。一闡提をば除く。(404c)

と説いてゐる。また、

我、今、身中に定んで仏性有り、成と不成とは未だ之を審かにすること能わず。……もしそれ一闡提と作らざれば、必ず成すること疑い無し。(404c)

というように、たとい、成仏するかどうかについて確信がなくとも、一闡提であるというならばともかくとして、もし一闡提にさえならなければ、間違いなく成仏するというのである。すなわち、一闡提でさえなければ、一切の衆生には悉く仮性があるというのである。また、

たとい一切無量の衆生、一時に阿耨多羅三藐三菩提を成し已るも、此の諸の如来また彼の一闡提の菩提を成すを見る。(418c)

という程にまで極論するのである。それでは、一闡提が「一切衆生悉有仮性」ということから除外され、一切の衆生がすべて成仏し終つたとしても、一闡提にはそれがあり得ないとされるのは何故か。それについては、

一闡提を除きて、其の余の衆生は是の経を聞き已りて悉くみな能く菩提の因縁を作す。(417c)

といふ、また、

もし是の大涅槃經を聞くことを得れば、四禁及び五無間を犯すも、なお故より能く菩提の因縁を生ぜん。一闡提の輩は是の如くならず。(418b)

というような、「如來性品」に見られる多くの例が示す通り、この『涅槃經』の所説を聞き得たならば、衆生は悉く成仏するけれども、一闡提だけは別であるというのである。

たとい四重禁や五逆罪という致命的な重罪を犯した者でも、この『涅槃經』の説くところを聞いたならば、必ず成仏するけれども、一闡提はそうではないという。これによれば、成仏の可否は、『涅槃經』の所説を聞くか否か、さらにいえば、『涅槃經』の所説に随順するか否かによることになるであろう。『涅槃經』の所説とは、今までもなく「如來常住無有變易」ということであり、「一切衆生悉有仮性」ということである。この説に随順しないがために、一闡提は除外されるのである。それは、

佛、衆生の為に仮性有りと説きたもうも、一闡提の輩は生死に流転して知見すること能わず。(418c)

といふ、また

……智者もまた爾なり。凡夫の中に於いて身命を惜まず、かならず大乗方等、如來の秘藏を宣説して一切の衆生に悉く仮性有りとす。善男子、一闡提有りて羅漢の像と作り、空處に住して、方等大乗經典を誹謗するに、諸の凡夫人、見已りて皆、眞の阿羅漢、これ大苦薩摩訶薩なりと謂う。是の一闡提患比丘の輩、阿蘭若處に住して阿蘭若法を壞し、他の利を得るを見て心に嫉妬を生じて、是の如きの言を作さん、あらゆる方等大乘經典は、悉くこれ天魔波旬の説く所なりと。また

如来はこれ無常の法なりと説きて、正法を毀滅し、衆僧を破壊せん。(419a)

四

と説いているのによつて明らかに知られるであろう。『涅槃經』において、一闡提の定義は随分と多様である。信不足とか、断善根とかいうのもその例である。しかし、これらはいずれも、一般論として信心が具足しないとか、善根を断じているとかいうのではなく、『涅槃經』の所説に對してどのような姿勢をもつかということからいわれている筈である。また一闡提の属性として、「正法を誹謗する」ということがあるが、その場合も、右の例に明らかなように、「如來常住」「悉有仏性」という正法を誹ることを意味するのである。

以上に見てきたように、「護法」ということは、「如來常住」「悉有仏性」という教法を護ることであり、「誹法」ということは、やはりその教法を誹ることなのである。まことに、「如來常住」「悉有仏性」ということに即して護法の精神が強く求められ、また、誹法の徒が厳しく指弾されてゐるというべきであろう。『涅槃經』の護法思想は一般論としてではなく、この經の根本主張に密着しており、その主張を世に実現せんがための護法であることが知られるのである。

さて、「如來常住」「悉有仏性」ということを護持し建立することが護法であるとするのが、『涅槃經』における護法思想の内容であるとして、それでは、正法の護持が敢えて力説されるのは何故であろうか。しかも、これほどまで壮絶な説き方をするのは何故であろうか。

先の有徳国王の物語に端的に表明されているように、『涅槃經』は、大胆不敵ともいべきほどの極めてきわどい戒律觀を示している。あれは、護法のためには一時的な破戒もやむなしとするのではなく、また、護法のための手段として許容されるというのでもない。『涅槃經』は、戒律に関して表明している姿勢は極めて厳格であつて妥協を許さないことを基調としている經典である。例えば、釈尊以来、三種の淨肉の制として、肉食は禁止されるが三つの場合に限つて例外的に許容されていたのを、『涅槃經』においては例外なく一切の肉食を禁ずる、いわゆる断肉の制を主張していることなどはその例である。戒律について嚴格主義をとりながら、持戒の比丘を救うためとはいへ、武器を執つて戦うなどと、教界に大きな誤解を招き、仏教に立つ自らの立場を根底から覆す危険にさらしかねない主張

によって正法の護持を叫んでいるのである。破戒の立場と、それに対する持戒の立場、またその持戒の立場と、それに対する破戒の立場を含んだ護法の立場、この三種の立場がそこに見られるが、破戒と持戒との矛盾的な関係の中で正法を正法として開顕しようとしているのである。そして矛盾は矛盾として抱えながら、その矛盾を克服する確信が経家にはあつたに相違ない。それが『涅槃經』の本質をなす思想であり、縦横にはたらく論理なのである。実は、そのようにしてしか建立し得ないので正法であり、換言すれば、「如來常住」「悉有仏性」という経説は、それほどにまで、理解され難く、承認され難く、また歪曲されやすく、破壊されやすい説であるということができるであろう。

「如來常住」ということは、大乗仏教における仏身論の展開の趨勢からすれば、格別に奇異な思想ではなく、『涅槃經』よりも成立が早いと考えられる『法華經』の「久遠実成の本仏」の思想を考え合わせるならば、むしろ当然の帰結と考えられて然るべきであろう。しかし、諸行は無常であり、一切は皆苦であり、諸法は無我であるとするところが、仏教の仏教たる所以を鮮明に表示する旗印としての四法印の中に数えられてきた。また、この世界およびこの世界に属するものについて、「常」と見、「樂」と見、「我」

と見、「淨」と見る見解は、眞のすがたを知らぬ妄執であつて、これを四顛倒として退けるのが釈尊以来の根本教説であった。ところが「如來常住」の説は、かえつて「無常・苦・無我・不淨」と見る見解を退けて、「常・樂・我・淨」を大般涅槃・法身・仏性に具わる四德とする、という見解の上に成り立っているのである。これは、釈尊以来の教法の伝統からすれば、まさに異端の思想であり、正法を破壊する魔説であると指弾されても不思議はないのである。「常」を否定して「無常」に立つたことを承知しながら、敢えて「常住」を唱える、ここにも深酷な矛盾を露呈している。

「悉有仏性」と説き、またこれを信受するということは、自ら仏陀となることを確信し、またそれを他に表明することになる。これも『法華經』の一乘思想からすれば、その発展的帰結と受けとることはできるが、しかし、戒律の基本からすれば、大妄語以外の何ものでもない。大妄語といえば、四波羅夷罪の一項であって、この極重罪を犯せばものはや仏教内にとどまることは許されないのである。いわば「悉有仏性」の説は、非仏教、反仏教の立場として彈劾的対象となるのである。ここにも破戒と正法建立の矛盾が見てとれるであろう。しかも、「一切の衆生に悉く仏性有り」

として、仏性の普遍性を説きながら、一闡提なる者を敢えて設定してこれを仏性から除外しているのである。しかし、『涅槃經』の經旨からすれば、「悉有仏性」ということを説き明かすためにこそ、一闡提なる者の存在を提示したとさえ考えられるのである。⁽⁵⁾ これもやはり大きな矛盾であるといふべきであろう。『涅槃經』の主張は、先にも一言したように、これら幾重にも重なる矛盾を矛盾として承知しながら、その矛盾は克服し得たという確信のもとになされているのである。そのようにして説示されたのが、「如來常住」ということであり、また「悉有仏性」ということなのである。

その確信とは何なのか、それは一切の衆生という言い方によつて普遍化された一個人のあり方への内省を促し、その一個人が救済されねばならぬとする仏意の自覚によつて成ざるものである筈である。だが、それを端的に論証し得る方途と力量とを眼下のところ筆者はもち合わせていなことを認めなければならない。

しかし、そのような「如來常住」「悉有仏性」の説が、その「確信」の境外で論評されたとしたらどうなるであろうか。当然ながら、厳しい論難にさらされるであろう。また、伝統され来つた教法を墨守する立場からすればどうな

るであろうか。教法に忠実であろうとすればするほど、『涅槃經』に対する毀謗を強めねばならないであろう。すでに『法華經』の一乘成仏の説がそうであった。それを宣説すれば迫害を蒙ることは必至であるから、その「法師品」「勧持品」「安樂行品」などには、忍辱心の堅持が切々と訴えられていることは周知の通りである。『涅槃經』の護法思想は、戦闘的ですらある姿勢によつて、「如來常住」「悉有仏性」という正法を守護し建立しなければならないまことにましい情況を反映しているといふべきであろう。

それは、情況の反映というだけにとどめることはできぬかも知れない。「如來常住」と「悉有仏性」とは二大眼目をなすとはいひながら、如來が常住であることをまず信受せよといふのではないであろう。それよりも、それは「悉有仏性」ということの根拠を開示したものといふべきである。従つて、正法を建立するということは、「悉有仏性」の説を如何に広く衆生に公開し、納得させるかということでもある。衆生が自らを済度する根拠を如何に確認するかということである。凡夫は、自らが済度されなければならぬものとしてありながら、そしてその根拠を示されながら、そのことを覺知することは至難であつて、実はその唯一の障害は凡夫自らのうちに存するのである。矛

盾というならば、これこそなまなましい矛盾である。『涅槃經』の護法思想は、この矛盾と戦っているといえるであろう。

しかし、「一乘成仏」にしろ、「悉有仏性」にしろ、それはいつしか、既定のこととして躊躇なく前提とされるようになる。もしそれが自明の前提となれば、もはや「悉有仏性」と呼ばれた意義は見失われるであろう。「護持正法」ということが常に新しい戦闘を要求している所以である。

註

① 阿閻仏の弟子としての第一と第二という序列は、その国に生まれて弟子となつた順序を指すのではないであろう。ちなみに、第二の弟子となつた持戒の比丘は、過去七仏の第六の迦葉仏、第一の弟子となつた護法の国王が七仏中最後の釈迦仏として描かれているのである。

② 十三品四十卷の『涅槃經』において、護法思想を宣揚するのは、「金剛身品」と「如來性品」とに限つたことではないが、いまこの二品を中心としたことについては補足を要するであろう。北涼の曇無讖が漢訳した(421)『涅槃經』(いわゆる北本)の十三品四十卷は、もとよりこれが一時に成立したものとは到底考へることはできない。経説の内容上の推移展開の様子からして、逐次、付加累増の手が加えられて成つたものであることは明白である。いまこの経の成立過程の解明

に資する決定的な根拠は何一つとして得られないけれども、全四十卷の経説には明らかに断層をなすところが見出されるので、これによつて累増の層をうかがうことができる。横超慧日博士は、その増広の跡を七段階に分けて見ておられるが(『涅槃經』——如來常住と悉有仏性——サーラ叢書26)、経説の内容からしてまことに妥当な見解とうかがわれる。曇無讖訳の『大般涅槃經』よりも古型を示している東晉の法顯による『大般泥洹經』(417漢訳)は十八品六卷からなつていで、これは曇無讖訳の前五品十卷に相当する。もとより、第十一卷以降の主張にもとづいて、前十卷の所説に發展的な修補が加えられたことは、両訳の比較によつて明らかである。ともあれ、六卷本の『泥洹經』が原初形態を保つてゐるとすれば、四十卷本においては、「寿命品」「金剛身品」「名字功德品」「如來性品」「一切大衆所問品」の五品十卷が古層をなしているということになる。この五品のうち、「名字功德品」(六卷本では「受持品」)には、この経を大般涅槃と名づけ、この経は諸経の中で最勝であり、この経を受持すべきことが説かれており、また、「一切大衆所問品」(六卷本では「隨喜品」)には、余の三品において仏陀の入滅が單に肉身の死を意味するのではなく、大般涅槃の方便示現であることが言明されたので、大衆はこれを聞いて歎喜したけれども、同時に肉身の仏陀の入滅の迫つてゐることに悲痛の念を抱き、いましばらく世に停住したまえと哀願するが、仏陀は、正法を文殊菩薩に付嘱することを宣せられ、衆生を調伏するために身

に疾を現じて、右脇を下にして臥せられた様子を描いている。これは、阿含部の『遊行經』など原始經典に説く仏伝を構想の上で踏襲しながら、そこに新たに大乗の涅槃觀や仏身觀を重ね合わせて、仏伝に一つの区切りをつけているのである。従って、六巻本がここで終結しているように、四十巻本においても、ここに一つの大的な断層を見る事ができるのである。こうしてみると、「名字功德品」も、「一切大衆所問品」も、それらはいずれも、それぞれに一經の流通分としての性格を示していくことが知られる。これによれば、「寿命品」「金剛身品」「名字功德品」の三品三巻がさらに古層を示し、それに「如来性品」と「一切大衆所問品」の二品七巻が付加されたと見ることができるであろう。ちなみに、四十巻本におけるそれ以降の経説は、「現病品」から「嬰兒行品」にいたる四品十巻が第三の層を形成し、さらに、「德王品」(六巻)、「師子吼品」(六巻)、「迦葉品」(六巻)、「橋陳如品」(二巻)が、それぞれ累加されたと考えられる。これら後続の部分は、もとより前五品十巻の所説を継承しているが、多岐にわたって新たな問題を提出するなかで、時には前説に修正を加えている。いくつかの課題が互いに関連し合い、影響し合って、経旨が展開しているのであるから、同一の主題であっても、原初の五品と後続の諸品とでは、その取扱いの質

を異にしているといわなければならず、それらを同一線上に見ることは適当ではない。いまの「護法」ということについても、それは前後に散説されてあるけれども、他の話題との関連で意趣に差が生じてることを考えなければならない。本稿においては、ひとまず前五品に見られる護法の思想について考察し、それをこの經の護法思想の基本としなければならないのである。

(3) 「如來常住無有變易」ということと、「一切衆生悉有仏性」ということとの関連については、かつて、拙稿「涅槃經から教行信証へ——仏性論についての覚え書」(『親鸞教學』第45号)、および「大般涅槃經における釈尊觀」(『日本仏教学年報』第50号)に、それぞれ若干の闡説を試みたことがある。

(4) 『涅槃經』の戒律觀に関しては、多くの議すべき重要な課題があるが、紙幅の関係もあるので、その論考は別の機会にゆずりたい。

(5) 一闡提の問題については、かつていさかの考察を試みたことがあるので、ここではこれ以上の言及は避けたい。拙稿「中國佛教における一闡提思想の受容」(『大谷學報』第52卷 第1号)